

## 県立志摩病院の指定管理者制度に係る実施方針（構成案）

### 〔指定管理者制度活用にあたっての基本的事項〕

○指定管理者制度活用の目的

○施設の設置目的

○施設の概要

- ・名称・機能等
- ・施設の構成

○指定管理者が行う「診療等に関する業務の範囲」

- ・病院の基本理念、運営方針
- ・診療等に関する業務
- ・病院運営に関する業務
- ・施設および設備の維持管理に関する業務
- ・その他
- ・成果目標

○指定管理者の指定の予定期間

- ・令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間

○指定管理者に支払う施設管理経費（指定管理料）の上限額

### 〔指定管理者の募集および選定に関する事項〕

○公募又は非公募の別

○選定委員会の構成と委員選定の視点

○審査方法および審査基準等の考え方

### 〔収入および支出に関する事項〕

○会計・経理の原則

○帳簿の記帳

○収入

- ・利用料金収入他

○支出

- ・管理経費
- ・指定管理者負担金他

## 「診療等に関する業務の範囲」(案)

### 1 病院の基本理念、運営方針

- ・地域住民のニーズや他の医療機関との連携・役割分担を基本に、良質で満足度の高い医療を提供すること
- ・志摩地域の中核病院として二次救急医療や災害医療の中心的な役割を果たすとともに、在宅復帰支援に資する回復期機能も担うこと

### 2 診療等に関する業務

#### (1) 基本的な医療機能

##### ①診療科

- ・現行の標榜診療科を維持するとともに、地域の実情に応じて診療内容、診療体制を確保すること  
(内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、小児科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、脳神経内科、放射線科)

##### ②外来診療機能

- ・各診療科の診療体制について、患者が受診しやすいよう配慮しながら、地域のニーズに対応した外来診療を実施すること
- ・地域医療支援病院として、地域の診療所と患者の紹介・逆紹介などの連携を強化すること

##### ③入院診療機能

- ・地域のニーズを的確にふまえ、医療機能ごとに必要となる病床を稼働し、適切な看護の配置基準のもと病棟運営を行うこと

#### (2) 政策的な医療機能

##### ①救急医療機能(小児救急を除く)

- ・志摩地域唯一の二次救急医療機関として、地域内外の医療機関と連携し、内科系および外科系救急の24時間365日の受入れを行うこと

##### ②高度医療機能

- ・脳卒中や心筋梗塞などの高度医療については、伊勢志摩地域全体でそのニーズに対応することを基本に、高度急性期を担う医療機関と連携・機能分担しながら、必要な役割を担うこと

##### ③小児医療機能(小児救急を含む)

- ・常勤医師による安定的な外来診療を行うこと
- ・入院診療や小児救急については、地域のニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえつつ、関係機関と調整しながら、必要な機能を確保すること

##### ④周産期医療機能

- ・常勤医師による婦人科の外来診療を行うこと
- ・分娩、入院診療については、地域の出生数やニーズとともに、県内の診療機能の集約化・拠点化の状況などをふまえ、関係機関と調整のうえ、必要に応じて機能の確保を図ること

#### ⑤災害医療機能

- ・南勢志摩圏域における災害拠点病院として、災害時に想定される救急患者や透析患者を受け入れるとともに、医療救護活動の中心的な役割を担うこと

#### ⑥へき地医療機能

- ・へき地医療拠点病院として、離島、へき地等の診療所への代診医派遣などを行い、地域医療の維持に貢献すること

#### ⑦精神科医療機能

- ・地域で精神科を有する唯一の病院として、精神科患者を受け入れるとともに、総合病院の利点を生かし、精神科身体合併症患者に対する医療を提供すること
- ・今後増加が見込まれる認知症患者にも必要な医療を提供すること

### (3) 地域医療全体の質の向上

- ・志摩地域唯一の二次救急医療機関として一次医療および三次医療を担う機関と密接に連携すること
- ・地域医療支援病院として地域の医療機関との連携・支援に積極的に取り組むこと
- ・住民が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、介護事業者との連携強化に取り組むこと

## 3 病院運営に関する業務

### (1) 安全対策、危機管理体制等

- ・医療の質と安全に関する管理体制の強化、院内感染対策の充実、医療倫理に基づく医療の提供を行うとともに、医師・看護師等スタッフの資質向上を図ること
- ・医療事故の未然防止に努めること。また、発生時には患者への対応、事故の検証などを迅速に行うとともに、再発防止に向けた取組を徹底すること
- ・地震や豪雨等による災害発生時に災害拠点病院としての役割を十分発揮できるよう、訓練の実施や物資の備蓄などにより体制の維持・強化を図ること

### (2) 医療従事者の確保、育成等

#### ①医療従事者の確保

- ・診療に支障が生じないよう常勤の医師や看護師等の医療従事者を安定的かつ適切に配置すること
- ・医師については、特定の出身母体（大学及び医局等）に限定せず幅広く優秀な人材を確保すること
- ・医師・看護師等の医療従事者全員にとって働きやすい職場環境となるよう、適切な勤務体制を整備すること

## ②医療従事者の人材育成

- ・医師や看護師等の医療従事者の育成・教育等を行い、医療の質および医療従事者のスキルの向上を図ること

## ③研修医等の受入れ

- ・研修医や看護実習生等を積極的に受け入れるとともに、地域の医療人材の育成にも積極的に取り組むこと

## (3)患者・地域住民等へのサービス・情報の提供

- ・患者および来院者の意見・要望等もふまえながら、施設の利便性等の向上に資する種々のサービスを提供すること
- ・病院に関する様々な情報を患者や地域住民等に積極的に発信・PRするとともに、住民の意見を管理運営に生かすため、住民に対する運営状況の報告を定期的に行うこと

## 4 施設および設備の維持管理に関する業務

- ・施設の管理に関する業務
  - ア) 施設および設備の維持管理業務
  - イ) 物品（医療機器、什器備品類等）管理業務
- ・病院の利用に係る料金の収受に関する業務
- ・手数料の徴収に関する業務
- ・その他、病院事業庁が必要と認める業務

## 5 その他

- ・指定期間中においても、医療政策の動向や医療を取り巻く情勢の変化をふまえ、診療機能等に関する協議・調整に応じること
- ・在院している入院患者および通院している外来患者を引き継ぐこと
- ・県が示す条件のうち、指定期間開始時点で実現できない事項についてはその理由を明らかにし、実現に向けた行程を示すこと

## 6 成果目標

- ・指定管理者が業務を遂行するにあたり、その質の向上を図るための成果目標を定めるものとし、次の5項目は必須項目とします。これらを除く項目について具体的な提案があれば示してください。
  - 1日平均入院患者数
  - 1日平均外来患者数
  - 1ヶ月救急患者数
  - 経常収支比率
  - 利用者満足度